

J R 東海 労申第 2 1 号
2 0 2 6 年 1 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海 労働組合
中央執行委員長 淵上 利和

業績考課ランクにおける各地方苦情処理会議拒否に関する申し入れ

昨年 1 2 月に会社は 2 0 2 5 年度上期の業績考課ランク実績が社員に通知された。多くの組合員が「P 1」という結果であった。「P 1」のランク定義は「当該等級区分の中で標準を下回る業績貢献であった」とされている。当然「P 1」を通告や明らかにされた組合員は、標準を下回る業績貢献とは何かと疑問を持つことは自然なことである。その疑問を解消するために組合員は苦情処理申告を行ったのである。そして、各地方で苦情処理会議の事前審理で、会社は一方的に「労働協約及び就業規則の適用解釈に疑義はない。そもそも P 1 ランクにより不利益は生じない」を理由にして地方苦情処理会議の開催を拒否した。このような会社対応は苦情処理会議の否定であり、組合員がもつ疑義や疑問を解決する場がないことを意味する。

また、この業績考課ランク付けについて組合に一切説明がない。労使関係のないがしろにした対応であり大きな問題である。

従って、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 各地方苦情処理会議を開催すること。
2. 地方苦情処理会議開催を拒否した理由を明らかにすること。
3. 「標準を下回る業績貢献」とはどのような内容なのか具体的に苦情処理申告者の組合員個々に明らかにすること。
4. 誰が業績考課ランク付けの評価をしたのか、苦情処理申告者の組合員個々に明らかにすること。
5. 会社は制度に基づく「休暇」などを取得した場合、「全期間を欠勤した場合は P 1 とする」としているが発言しているが、どのような経過で決めたのか、何を根拠にしているのか、どこに規程されているのか明らかにすること。また、制度に基づき取得された「休暇」を評価の対象とすることは止めること。

以 上